○ 企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方(平成16年6月17日食品安全委員会決定)新旧対照表(案)

改正案

企画専門調査会は、(1)の選定基準に掲げるいずれかの要件 られるものを食品健康影響評価対象候補(以下「案件候補」とい報告する。 う。) として選定し、食品安全委員会に報告する。

なお、上記の優先度は、国民の健康への影響の程度に照らして 判断することを基本とするが、(2) に掲げる事由にも配慮して 決定するものとする。

(1) 案件候補の選定基準

① 国民の健康への影響が大きいと考えられるもの

現在健康被害が生じていないが、今後被害が生じるおそれ のあるもの、又は現在健康被害が顕在化していないが、今後 被害の拡大が想定されるものを含む。

② 危害要因等の把握の必要性が高いもの

健康被害が生じているが、科学的知見が不十分であり、危 害要因等の把握の必要性が高いもの。

次の3つのいずれかに該当するもの^造の中から食品健康影響評価 に該当するものの中から食品健康影響評価の優先度が高いと考えの優先度が高いと考えられるものを候補として食品安全委員会に

① 国民の健康への影響が大きいと考えられるもの

現在健康被害が生じていないが、今後被害が生じるおそれ のあるもの、又は現在健康被害が顕在化していないが、今後 被害の拡大が想定されるものを含む。

② 危害要因等の把握の必要性が高いもの

健康被害が生じているが、科学的知見が不十分であり、危 害要因等の把握の必要性が高いもの。

③ 評価ニーズが特に高いと判断されるもの

国民の健康への影響が想定される危害要因であって、食の 安全ダイヤルなどに寄せられた情報のうち国民の評価ニーズ が特に高いと判断されるもの。

注: 食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関 での対応が適切に行われているものを除く。

(2) 案件候補の選定に当たっての配慮事由

① 評価ニーズが特に高いと判断される場合

食の安全ダイヤルなどに寄せられた情報等から国民の評価 ニーズが特に高いと判断される場合

② 科学的知見が充足されている場合

食品健康影響評価を実施するに足る科学的知見があると判 断される場合